

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>病床確保に係る経費については、次に掲げる額とする。</p> <p>また、令和4年1月1日以降については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 休止病床は即応病床1床あたり休床2床（ICU・HCU病床は休床4床まで）を補助上限とする。</p> <p>イ 即応病床使用率（前3ヶ月間）が北海道の平均の30%を超えて下回る月については、基準額の低い単価を用いることとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ないと道が判断した場合（病床）については、この限りではない。</p> <p>【基準額】</p> <p>1 重点医療機関・協力医療機関</p> <p>(1) 重点医療機関である特定機能病院等の稼働病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 436,000円/日又は305,000円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000円/日又は148,000円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日又は52,000円/日</p> <p>(2) 重点医療機関である一般病院の稼働病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000円/日又は211,000円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000円/日又は148,000円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日又は50,000円/日</p> <p>(3) 協力医療機関の稼働病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000円/日又は211,000円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000円/日又は148,000円/日</p> <p>ウ 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日又は36,000円/日</p>	病床確保料	10分の10以内

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(4) 重点医療機関である特定機能病院等の休止病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 436,000 円/日又は 305,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日又は 148,000 円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日又は 11,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり 74,000 円/日又は 52,000 円/日</p> <p>(5) 重点医療機関である一般病院の休止病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000 円/日又は 211,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日又は 148,000 円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日又は 11,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり 71,000 円/日又は 50,000 円/日</p> <p>(6) 協力医療機関の休止病床の病床確保料</p> <p>ア ICU 1床当たり 301,000 円/日又は 211,000 円/日</p> <p>イ HCU 1床当たり 211,000 円/日又は 148,000 円/日</p> <p>ウ 療養病床 1床当たり 16,000 円/日又は 11,000 円/日</p> <p>エ 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日又は 36,000 円/日</p> <p>2 重点医療機関・協力医療機関以外</p> <p>(1) ICU 1床当たり 97,000 円/日又は 68,000 円/日</p> <p>(2) 重症者患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床 1床当たり 41,000 円/日又は 29,000 円/日</p> <p>(3) 上記以外の病床 1床当たり 16,000 円/日又は 11,000 円/日</p> <p>3 患者退院後の消毒経費 知事が必要と認める額</p>		

- (注) 1 新型コロナウイルス感染症患者又は疑いのある患者専用の病床（稼働病床）については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。
- 2 専用病棟化又は疑い患者を受け入れるために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとする。
- 3 医療機関が既に廃止された病棟などを新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟に再整備して新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保した場合等にあつては、廃止されていた病棟の病床のうち、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟の稼働病床及び休止病床として道から指定された病床のみが補助対象となる。
- 4 特定機能病院等は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二の厚生労働大臣の承認を得た医療機関及び重点医療機関において、令和2年4月以降にECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。
- 5 即応病床とは、医療従事者・設備の確保やゾーニング等のコロナ患者受入に必要な準備が完了しており、すぐさまコロナ患者を受け入れられる病床（道からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床）とする。